

深川市農業委員会総会議事録

(第 5 回)

令和5年8月28日

開 会 1 1 時 0 0 分

閉 会 1 1 時 2 2 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	五十嵐 剛	○	
2	清水 正勝	○	
3	山崎 和徹	○	
4	富川 裕一	○	
5	廣田 和也	○	
6	近藤 洋介	○	
7	青木 実	○	
8	大森 毅英	○	
9	吉川 永充	○	
10	木根 和美	○	
11	増田 貴志	○	
12	光富 靖展	○	
13	大谷内 清	○	
14	荒井 優	○	
15	板垣 昭仁	○	
16	菊入 等	○	
17	尾崎 成宣	○	
18	馬木 逸男	○	
19	水野 静也	○	
20	山川 功	○	
21	高橋 淳一	○	
22	栗野 良寛	○	
23	佐々木 弘昭	○	
24	塩尻 総徳	○	
25	下坂 多伊子	○	
26	中川 幸生	○	
27	宮武 努	○	

第5回深川市農業委員会総会議事録

- | | |
|--------|---------------------------|
| 1 開催日時 | 令和5年8月28日（月）11時00分 |
| 2 開催場所 | 市役所大会議室 |
| 3 出席委員 | 栗野 良寛委員 外26名 |
| 4 説明員 | 宮谷局長・後藤次長・藤野係長・佐藤主任・成田主事補 |
| 5 書記 | 佐藤主任 |

宮谷局長

開会宣言（11時00分）

只今から、令和5年度 第5回深川市農業委員会総会を開催いたします。それでは、会長よりご挨拶をいただきまして総会を始めさせていただきます。

菊入会長

おはようございます。そばの収穫が始まったようですし、稲の収穫も控えておりますけれど、台風7号の影響で大分倒伏しましたし、昨日の雨が結構降っていましたので、高温障害の心配がありますけれど、腐食の心配もしなければならぬと思っております。当初は、雨天が続く予報でしたが、少し晴れ間が出るようなので安心しているところです。

さて、7月28日には、北海道農政部主催としてですね、農協中央会、土地連、農民協、農業公社、農業会議も含めて、水田活用交付金の見直しの問題について農水省に行きましたという新聞記事を見た人もいますかと思えます。僕は北空知農委協の会議があり行けなかったのですが、農水省の幹部や自民党農林部会の武部議員を訪問したということで、要請の内容について報告を受けているのですが、公に話さないと言われていたものから話せませんが、踏み込んだ新しい話は無かったものと聞いております。ただこの見直しというのは、法律になったわけではありませんし、運用の見直しということだけですので、令和8年までにきっちりとした対応を求めることが出来ると我々は思っていますので、これからも運動をしていきたいと思えます。また、11月には令和6年度の概算要求が出てくるので、それを見極めたうえで、北海道選出の国会議員に対する要請活動をしていきますが、農業基本法の改正もありますからその方針も含めたうえで、内容の検討をしていくことになりまして、空知としては水田活用交付金について要望していきたいと思えますので、より良い意見がありましたら、言っていただきたいと思います。本日は、改選後2回目の総会となりますので、審議のほどよろしく願います。それでは、総会に入ります。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名します。

3番山崎委員、4番富川委員を指名します。

菊入会長

次に、日程第2、諸般報告、(1) 農業行政報告はありませんので、(2) 農業委員会業務報告を局長より報告願います。

宮谷局長

7月20日の総会以降、本日の総会前までの主な業務につきましては、お手元に配付のとおりであります。以上で農業委員会業務報告を終わります。

菊入会長

次に、日程第3、委員会報告に入ります。

(1) 農地特別委員会開催結果報告を清水委員長より報告願います。

清水委員長	(資料に基づき説明)
菊入会長	報告が終わりましたが、質疑はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なしということで報告のとおりを承認いたします。 (2) 農政特別委員会開催結果報告を宮武委員長より報告願います。
宮武委員長	(資料に基づき説明)
菊入会長	報告が終わりましたが、質疑はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なしということで報告のとおりを承認いたします。 (3) 農民特別委員会開催結果報告を青木委員長より報告願います。
青木委員長	(資料に基づき説明)
菊入会長	報告が終わりましたが、質疑はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なしということで報告のとおりを承認いたします。
菊入会長	次に、日程第4、報告に入ります。 報告第1号 調整委員の指名について、事務局より説明願います。
藤野係長	農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。今月は2件で、すべて、売買に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は、番号1番が令和5年8月1日、番号2番は令和5年8月17日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑はございませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なし、ということで報告第1号を報告どおり承認します。 次に、報告第2号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より説明願います。
佐藤主任	農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は2件で、新法分です。受給権者の 氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給開始年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なし、ということで報告第2号を承認します。

<p>後藤次長</p>	<p>次に、報告第3号 現況証明書の交付について、事務局より説明願います。</p> <p>記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認のうえ、会長専決により交付をしましたのでご報告いたします。今月は7件で、土地の所在・申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は地目変更のためです。番号1番は、農業委員会内規2—(1)—アの「公簿地目が非農用地の土地について、農用地としての願書の提出があった場合及び農用地の土地について、地目の異なる農用地としての願書の提出があった場合。」に基づき、会長専決により「田」として交付しております。番号2番は、農業委員会内規2—(1)—アの「農地利用状況調査結果に基づく願書の提出があった場合」に基づき「原野」、および、同じく内規2—(1)—アの「法4条・法5条・法73条の許可があり、転用目的等が完了している場合。」に基づき、「宅地」として交付しております。番号3番は、農業委員会内規2—(1)—アの「法4条・法5条・法73条の許可があり、転用目的等が完了している場合。」に基づき、「雑種地」として交付しております。番号4番は、農業委員会内規2—(1)—アの「土地改良区より用悪水路としての願書の提出があった場合。」に基づき、「用悪水路」として交付しております。番号5番から7番は、ともに、農業委員会内規2—(1)—アの「農地利用状況調査結果に基づく願書の提出があった場合」により、番号5番は「雑種地」、番号6番と7番は、「原野」として交付しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>菊入会長</p>	<p>説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
<p>菊入会長</p>	<p>それでは質疑等なし、ということで報告第3号を承認します。</p>
<p>菊入会長</p>	<p>続きまして、日程第5、議案に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
<p>藤野係長</p>	<p>記載の方より農地法第3条の規定による農地の権利移転及び権利設定に係る許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願いいたします。今月は5件で、申請地及び申請人氏名・理由・譲受人及び借人の経営概況等については記載のとおりです。番号1番は、譲渡人が所有している農地を、隣接して耕作する借人に売り払うものです。番号2番、3番ともに、返還された土地を経営主である孫に使用貸借するもので、期間は10年間です。番号4番、5番ともに、個人経営から転換して農地所有適格法人を新規設立したことに伴い、法人構成員及び構成員の家族から農地を賃貸借及び使用貸借するもので、期間は30年間です。なお、農地所有適格法人の新規設立による農地特別委員会での審議については、個人経営から法人経営へ転換するために法人を設立する場合で、かつ、農地所有適格法人の要件を満たす場合は農地特別委員会の審議の対象外となっております。今回の法人が、農地所有適格法人の要件を満たすことは事務局にて確認済みでございます。以上の申請につきまして、地元の委員さんのご意見をお伺いしておりますが、周辺の農地への影響はないと報告いただいております、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>菊入会長</p>	<p>説明がありましたが、ここで本議案中の番号4番及び5番で山崎委員の議事参与を制限します。</p>

	<p>それでは質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第1号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第2号 買入協議の要請について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
佐藤主任	<p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第3条第2項の規定により、なお従前の例によるとされた改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第15条第1項の申出に係るもののうち、同法第16条の規定による買入協議が必要と認められたものにつき、深川市長に要請するため審議をお願いします。今月は1件で、買入協議が必要な理由は買入希望者が資金調達等の理由により速やかな買入が不可能なためです。この1件につきましては、来月の農業委員会総会におきまして北海道農業公社が買い入れる予定になっております。買入協議に係る農用地、あっせん申出者の氏名、申出年月日等につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたので、質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なしということで、議案第2号は原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第3号農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
藤野係長	<p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされた改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第15条第4項の規定に基づき、下記に係る農用地利用集積計画の作成を深川市に要請するため、審議をお願いいたします。今月は5件で、すべて、売買の案件です。番号1番は、出し手の残地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は、自己資金です。番号2番、3番は、貸付地を借主に処分するもので、資金対応はJA資金です。番号4番、5番は、農地売買等事業による北海道農業公社の買い入れです。出し手の理由としましては、合意解約により返還された農地と残地を処分するためです。これら買い入れにつきましては、先月の総会において買入協議の要請をしたものです。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっており、これらの内容はすべて、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明がありましたが、ここで本議案中の番号1番で富川委員の議事参与を制限します。それでは、質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>

菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり)
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第3号は原案のとおり決定します。 以上で、議事はすべて終わりましたので、農業委員会総会を終了します。 (総会終了 11時22分)